

会 議 録

会議の名称	平成 30 年 第 2 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 30 年 5 月 14 日 (月)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 10 分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	金井 泰明、木村 文夫、新井 千奈美、浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	清水 由紀夫、佐々木 亮、春山 陽太郎、 石原 博史、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、小暮 純一、境野 広明、 根岸 誠
	被用者保険等 保険者代表	杉山 和男
	事務局	中田 啓一 (保健部長)、岡野 美香 (保健部次長兼 保険課長)、駒澤 明 (収納課長)、榊田 恵 (保険課 課長補佐兼国保係長)
欠席者	澁澤 勲 (被保険者代表)、佐々木 淳一、藤倉 英明 (被用者保険等 保険者代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 新委員及び事務局の紹介 4 議題 報告事項 1 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について 報告事項 2 本庄市国民健康保険に関する規則の一部改正に ついて その他 平成 29 年度国民健康保険特別会計決算速報について 5 その他 6 閉会	
配布資料	・報告事項 1 資料 ・報告事項 2 資料 ・国民健康保険特別会計決算状況表	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
司会	3. 新委員及び事務局の紹介 【4月1日付4号委員藤倉 英明氏、事務局：保健部長及び保健部次長兼保険課長交代】 【本協議会成立の報告】 議事の進行については、規約に基づき会長に委任。
保険課長	4. 議題 【報告事項1 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について資料に基づき説明】
会長	それでは、報告事項1の本庄市国民健康保険税条例の一部改正については、この内容で変更となりましたのでご承知おきいただきたいと思います。
保険課長	【報告事項2 本庄市国民健康保険に関する規則の一部改正について資料に基づき説明】
副会長	傍聴希望者は、実際、どれくらいいるのでしょうか。
課長補佐	傍聴できるよう規定を定めたのが平成26年5月で、その後の協議会に一度だけ、お一人の傍聴を受け付けましたが、その後はありません。
会長	4月から国保が都道府県化されて、市民の皆様にはこれまで周知等もしているかと思いますが、改めて変わった部分など、説明をお願いします。
保険課長	皆様にお配りした資料の中に、埼玉県が作成したパンフレットがあります。このパンフレットを昨年の被保険者証の一斉更新の際に同封させていただきましたので、制度改正があることは目に留めていただいていると思います。また、お配りした資料のとおり、今年3月の広報ほんじょうに、広域化についての記事を掲載いたしました。
課長補佐	広報3月号では、4月から国保制度が広域化されることと、それに伴った埼玉県と本庄市それぞれの役割を簡単にお知らせしています。被保険者の方の届出の受付はこれまでどおり市の窓口で行いますので、目に見える変更はありません。また、昨年の運営協議会で答申いただいたように税率の変更もありませんので、納税通知書の送付時のお問い合わせ等も、広域化に関してはないものと予測しております。ただし、広報にもありますように、被保険者証の表記が一部変更になりますので、被保険者証の更新の際には、変更点について改めてご案内する予定です。そ

	<p>れまでの間に、何かお知らせをする必要が生じた場合には、その都度ご案内させていただきたいと思ひます。</p> <p>なお、被保険者証の変更箇所につきましては、埼玉県作成のパンフレットの裏面のとおりです。10月1日が被保険者証の更新日ですので、この日から一斉に変更になる予定です。</p>
会長	<p>それでは、報告事項2の本庄市国民健康保険に関する規則の一部改正については、この内容で変更となりますのでご承知おきいただきたいと思ひます。</p>
保険課長	<p>【その他 平成29年度国民健康保険特別会計決算速報について説明】</p> <p>この決算表はあくまで5月9日現在の速報となります。5月末に出納閉鎖をし、決算が確定するのは秋頃になりますので、委員の皆様には改めて報告をさせていただきます。</p>
会長	<p>これに関連しまして、収納課長から現在の収納状況の説明をお願いします。</p>
収納課長	<p>国民健康保険税の収納速報について報告させていただきます。平成30年4月末現在の平成29年度現年度分収納率は、92.08%、前年度同月比で0.08ポイントの増となっています。平成29年度の滞納繰越分につきましては、3月末現在で確定となっていますが、収納率20.98%、前年度同月比で1.73ポイントの減となっています。速報値のため、確定ではございませんが、現年度と滞納繰越分の合計の収納率は77.89%、前年度同月比で0.47ポイントの増の見込みとなっています。今後につきましても、国民健康保険税の収納率向上に努めて参りますのでご理解をいただきたいと思ひます。</p>
委員	<p>保険税を滞納している方には、資格証という保険証に変わるものが交付されますが、本庄市には対象者がどのくらいいるのでしょうか。</p>
課長補佐	<p>手元に資料がないためはっきりした数字ではありませんが、昨年6月時点で約100世帯ほどが対象となっています。</p>
保険課長	<p>【議事終了】</p> <p>5. その他</p> <p>【今後の運営協議会のスケジュール、はにぼんチャレンジ2018等について連絡】</p>
委員	<p>はにぼんチャレンジが市民の中にもかなり周知され、問い合わせがたまにあるのですが、歯周疾患検診にポイントがつくようになっていて、本庄市では節目年齢の方や高齢者の方が対象になっています。それ以外の一般市民の方が歯周疾患検診を受けたいと言う場合に、はにぼんチャレンジの対象とするための検診結果の様式等がありますか。特に無いようであれば、現在の歯周疾患検診の様式を使用したいと考えています。</p>
保険課長	<p>はにぼんチャレンジは健康づくりということで検診等を受けて予防</p>

	していただくことが趣旨ですので、市の様式でなくても予防検診として取り組んでいただいたものでしたら大丈夫です。様式は問いませんので、領収書で検診を受けたことが分かるものでも対象となります。
副会長	6. 閉会 【閉会あいさつ】

平成 30 年 6 月 20 日

会議録署名 会長

柿沼 光男